

「新型インフルエンザ等対策推進会議令案」に対する意見の募集  
(パブリックコメント) について

令和3年2月24日

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室では、新型インフルエンザ等対策推進会議令案の制定を検討しています。このため、本改正案について、以下の要領で、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

<意見募集要領>

1. 意見の募集対象

新型インフルエンザ等対策推進会議令案 (別紙参照)

2. 意見の募集期間

令和3年2月24日(水)～同年3月25日(木)

※郵送の場合は令和3年3月25日(木)必着

3. 意見の提出方法

下記の様式に必要事項を御記入の上、次の(1)～(4)のいずれかの方法で提出してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォームから提出してください。

「e-Gov」 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 郵送の場合

郵送先：〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

中央合同庁舎8号館

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 宛

(3) FAXの場合

FAX番号：03-3501-3973

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 宛

(4) 電子メールの場合

メールアドレス：[g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp](mailto:g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 宛

4. 注意事項

※ 御意見は、日本語で御提出ください。

- ※ 電話での御意見は受け付けません。
- ※ いただいた御意見は、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ※ いただいた御意見は、意見提出者氏名、住所、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを除き公開する必要があることを御承知おきください。
- ※ 締切日までに到着しなかったもの及び下記に該当する内容については、無効といたします。
  - ・ 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
  - ・ 個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・ 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
  - ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・ 営業活動等営利を目的とした内容

(意見提出様式)

[宛先] 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

[件名] 「新型インフルエンザ等対策推進会議令案」に対する意見

[氏名] (企業・団体の場合は、企業名・団体名、部署名及び担当者名)

[職業] (個人の場合のみ)

[住所] (郵便番号、住所(所在地))

[電話番号]

[FAX 番号]

[電子メールアドレス]

[意見]

<意見内容>

<理由>

(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

お問い合わせ先

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

TEL : 03-5253-2111